

板橋区農業振興計画検討会設置要綱

(平成27年3月26日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区における農業の振興を目的とする板橋区農業振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、板橋区の農業の現状、課題等について、専門的かつ客観的な立場からの検討を行うため、板橋区農業振興計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、計画の策定に向けた指針の検討及び提案に関することを所掌するものとする。

(構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する7名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京都農業会議の職員
- (3) 板橋区農業委員会会長
- (4) 東京あおば農協協同組合青壮年部長
- (5) 板橋区民農園農芸指導員の会会長
- (6) 板橋ふれあい農園会会長
- (7) 区職員
- (8) その他区長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。

(会長及び権限)

第5条 検討会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会の会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、区民文化部赤塚支所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営について必要な事項は、産業経済部

長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。